5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策 およびその対応について

平素は、本町教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に、また、学校保健安全法施行規則に規定する学校において予防すべき感染症の種類等について、第2種の感染症に移行することとなりました。それに伴い、標記の件につきまして、大阪府教育庁から各市町村教育委員会に通知がありました。

これを受け、本町立小中学校の対応については、以下の通りとしますので、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

なお、感染が再流行するなど、感染状況によっては、今後も必要に応じて変更が生じる 場合があることを申し添えます。

記

- 1. 学校生活について
- ○学校教育活動において、引き続き、マスクの着用を求めないことが基本となります。
- ○日々の「健康観察チェックシート」の学校への提出は不要です。

(発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をして登校せずに、自宅 での休養をお願いします。)

- ○適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を行います。
- 2. 学校における出席停止措置等の取扱いについて
- ○新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後I日を経過するまで」

(期間については、発症した日や症状が軽快した日の翌日からの起算となります。)

- 〇出席停止解除後、発症から I O 日を経過するまでは、当該児童生徒に対して、マスクの着用を推奨します。
- ※令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行わないこととなったため、
 - ・同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等
 - ・学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を 行わずに飲食をともにした者

であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに 出席停止の対象とはなりません。

> 河南町教育委員会 教・育部教育課 0721-93-2500(内線 171・176)